

特定複合観光施設区域整備法案

「国際競争力のある滞在型観光と地域経済の振興を実現するための特定複合観光施設区域整備法案」

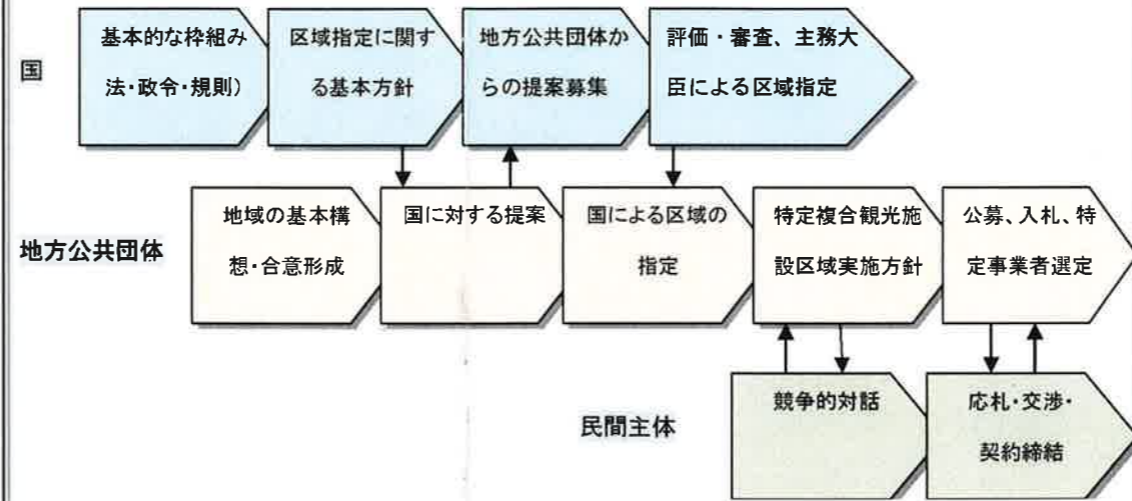
目的：

1. 国際競争力のある滞在型国内観光の振興による内外観光客の増大、地域経済の振興を目的とし、カジノを核とした複合観光施設の整備を図る。
2. 当該収益の一部で地方と国の財政に貢献する。

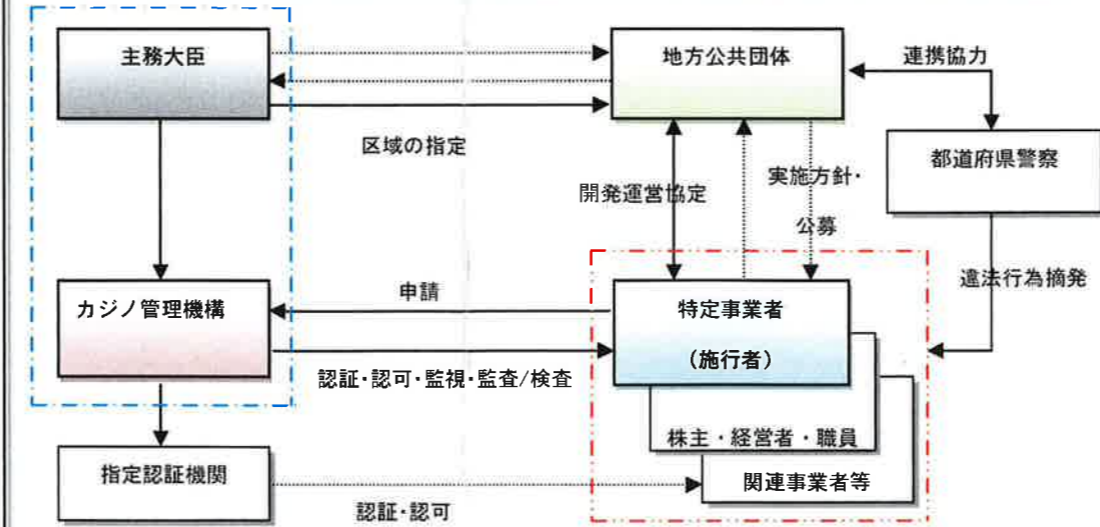
基本的な考え：

1. カジノを含む多様な MICE 機能を備えた観光施設を特定複合観光施設と定義し、これを設置できる区域を特定複合観光施設区域と定義する。
2. 特定複合観光施設区域・特定複合観光施設数は限定し、当初は2ヶ所、その効果を確認後、最大10ヶ所とし、区域は国が指定する。
3. 地域指定に関する基本方針(判断基準・手順)を国が定める。地方公共団体による申し出・提案を国が募り、審査・評価し、当面2ヶ所の地域を指定する(主体を都道府県とするか市町村とするかは今後検討課題)。
4. 指定を受けた地方公共団体は、公募により特定複合観光施設整備計画案を募り、施設の整備・運営を担う(民間の)特定事業者を選定する。
5. 特定事業者は別途国に対し、カジノ運営に関する許可を申請し、その適格性が認証された場合、一定の条件の下で、特定複合観光施設内でカジノを施行できる(法律上の施行者は特定事業者になる)。
6. 特定事業者の主要株主、経営者、従業員及び、特定事業者に機械・機材・器具・システム等を納入する事業者等は全て同様に国による適格性認証の対象とする。特定事業者による運営・経営及び全ての行為は国による監視・検査の対象とし、厳格な規制の対象とする。
7. 国の規制機関として、内閣府に中立的なカジノ管理機構を設け、規則制定、認証・認可、監視等の業務を担わせる。
8. 主務官庁は複数省庁共管(省利省益、天下り、癒着は認めない)。総合調整は内閣府(国の規制機関を設置)、観光振興等の政策側面は国土交通省。その他は政策的必要性次第。

国、自治体、民間主体の係わり方：



開発・施設整備には原則税を使わず、民資金を活用。大きな雇用を創出させ、地域を活性化させる。



- 国は特定事業者の売り上げ(総粗収益)に対し一定率の納付金を課す(不公平感や利権の囲い込みを防ぐ為、国民に広く還元すべきか〜例：年金)。国の規制費用、依存症問題賦課金も別途徴収する
- 地方公共団体の取り分は一定の上限を下に特定事業者と任意に決めさせるべきか

国民の懸念事項に対する対応・措置：

- ① 市場管理施策(施設数の限定。全国津々浦々に設置しない)。
- ② 施行に参与する民間主体の厳格な参入規制と適格性認証、これら主体の行為等に関する厳格な規制を導入する。
- ③ 入場際に本人確認義務を課す(未成年者の完璧な排除)。
- ④ 良好な地域環境を保持する為に、自治体に、市民も参加する特定事業者の行動をモニターし、是正勧告できる仕組みを創設させる。
- ⑤ 包括的依存症患者対応施策を実施する(統合戦略、特定事業者への対応義務、依存症賦課金の徴収、調査・研究・治療カウンセリング等への補助等)。

今後検討されるべき論点：

- ① 国、自治体、民間事業者の関係の整理。
- ② 国の機関の在り方(形体、権限、役割、機能)。
- ③ 収益配分の在り方と手法、収益の使途(国と地方公共団体が期待すべき配分率の在り方、均てんのは非)。
- ④ 公平性・公正性を確保するための規制の内容と程度・認証の在りやと内容等に関する詳細の詰め。

今後の予定：

- ① 臨時国会：国民への法案開示、政府省庁との詰め、自治体、民間主体等利害関係者ヒアリング等を継続的に実施する(論点を固め、法案を確定させる)
- ② 大きな国民運動を興し、民意の理解を得る(様々な主体と連携する)。
- ③ 来年度通常国会で法案を上程する。